

第1号様式（第6条第1項）

年 月 日

(あて先)  
川 崎 市 長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

川崎市ノンステップバス導入促進補助金交付申請書

川崎市ノンステップバス導入促進補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて、次のとおり申請  
します。

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

- (1) 導入を予定するノンステップバスの車種
- (2) 導入を予定する営業所名（以下「営業所」という。）とその所在地
- (3) 営業所の営業地域
- (4) 営業所の総営業距離数  
営業所の市内営業距離数

3 補助対象経費の配分法

経 費 名	経 費 配 分 額	経 費 配 分 内 訳	
		項 目 名	配 分 額
	円		円

4 補助事業の着手（予定）期日及び完了予定期日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

5 補助金交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

[交付を受けようとする補助金の額の算出基礎]

- ① 補助率を適用した場合
- ② 補助限度額を適用した場合
- ③ バス車両査定基準額を適用した場合

よって、①・②・③の補助金の額となる。

第2号様式（第7条）

川崎市ノンステップバス導入促進補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

年 月 日付けで申請のあった川崎市ノンステップバス導入促進補助金については、次のとおり交付決定しましたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助対象経費 金 円

補助金の額 金 円

- 2 補助金交付の条件は、次のとおりとします。

- (1) 補助事業の計画変更の申請

補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ交付要綱第9条に定める川崎市ノンステップバス導入促進補助金に係る補助事業計画変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

- (2) 補助事業の中止又は廃止の承認申請

補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに交付要綱第11条に定める川崎市ノンステップバス導入促進補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

- (3) 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに交付要綱第12条に定める川崎市ノンステップバス導入促進補助金に係る補助

事業事故報告書（第7号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければなりません。

(4) 決定の取消し

補助事業者は、補助金の交付の決定後、交付要綱第16条第1項の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

(5) 補助金の返還

ア 補助事業者は、補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金を返還しなければなりません。

イ 補助事業者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、確定額を超える部分の補助金を返還しなければなりません。

(6) 財産の処分の制限

ア 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

イ 補助事業者は、耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産をこの補助事業の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供してはなりません。

ウ 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、交付要綱第18条第3項に定める財産処分承認申請書（第10号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

エ 取得財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付しなければなりません。

(注) 補助金交付の条件は以上によるほか、必要に応じ条件を付す場合があります。

第3号様式（第8条第2項）

年 月 日

（あて先）  
川 崎 市 長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

川崎市ノンステップバス導入促進補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定通知のあった川崎市ノンステップバス導入促進補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、次の項に不服があるので取下げます。

- 1 補助金額
- 2 申請年月日
- 3 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件
- 4 理由

第4号様式（第9条）

年 月 日

（あて先）  
川 崎 市 長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

川崎市ノンステップバス導入促進補助金に係る  
補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定通知のあった川崎市ノンステップバス導入促進補助事業について、次のとおり変更したいので承認されるよう申請します。

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 補助金交付申請書（写し）に変更する部分を上段の括弧書きしたもの
- 4 その他必要な書類

第5号様式（第10条第2項）

補助金の額の変更通知書

川崎市指令 第 号

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって補助金の交付決定をし、年 月 月 日に補助事業の変更承認申請のあった、川崎市ノンステップバス導入促進補助金については、次のとおり変更したので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

1 変更後の補助金の額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助事業の内容等

	川崎市ノンステップバス導入促進補助事業	
変更前の補助金の額	金	円
変更後の補助金の額	金	円
変更による増減額	金	円

3 補助事業及び変更内容

川崎市ノンステップバス導入促進補助金に係る補助事業計画承認申請書のとおりとする

4 補助金交付の条件

年 月 日付け川崎市指令 第 号の川崎市ノンステップバス導入促進補助金交付決定通知書のとおりとする。

年 月 日

（あて先）  
川 崎 市 長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

川崎市ノンステップバス導入促進補助金に係る  
補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号により、補助金の交付決定通知のありました川崎市ノンステップバス導入事業について、次の理由により、同事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

1 事業を中止（廃止）する理由

2 事業を中止する場合は、その期間及び再開後の完了予定期日

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定期日 年 月 日 ～ 年 月 日

3 その他必要な書類

第7号様式（第12条）

年 月 日

（あて先）  
川 崎 市 長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

川崎市ノンステップバス導入促進補助金に係る補助事業事故報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定通知のありました川崎市  
ノンステップバス導入促進補助事業について、次の事故が発生したので報告します。

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助事業者の対処方針
- 4 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

年 月 日

(あて先)  
川 崎 市 長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

川崎市ノンステップバス導入促進補助金に係る補助事業完了実績報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって補助金の交付決定通知のありました川崎市ノンステップバス導入促進補助事業を完了したので、次のとおり報告します。

1 補助事業に要した経費

経 費 名	経 費 配 分 額	経 費 配 分 内 訳	
		項 目 名	配 分 額
	千円		千円

2 完了した補助事業の概要

- (1) 導入した車種
- (2) 導入した営業所

3 補助事業の完了年月日 年 月 日

4 その他添付書類

- (1) 収支精算書
- (2) 契約書の写し若しくは領収書の写し、又はこれに変わるもの
- (3) 購入車両の自動車検査証の写し
- (4) 写真
- (5) その他参考となる書類

第9号様式（第14条第1項）

川 第 号  
年 月 日

申 請 者 名 称  
代 表 者 氏 名 様

川 崎 市 長 印

川崎市ノンステップバス導入促進補助金額の確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のありました川崎市ノンステップバス導入促進補助事業  
の補助金額を、次のとおり確定しましたので通知します。

補助金額は、次のとおりです。

補助金額 金 \_\_\_\_\_ 円

(〇〇〇担当)  
電 話 :

年 月 日

(あて先)  
川 崎 市 長

申請者住所（所在地）

申請者氏名（代表者名）

財 産 処 分 承 認 申 請 書

川崎市ノンステップバス導入促進補助事業に係る財産を次のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

1 処分しようとする財産

(1) 車 種

(2) 所在地

2 処分の内容

3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地

4 処分の相手方の利用方法

5 処分しようとする理由

6 処分しようとする財産の取得に関する明細